

鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正について

次のように改める。

令和8年2月16日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

鹿沼市国民健康保険税条例（昭和30年鹿沼市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項中「24万円」を「26万円」に改める。

第23条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の鹿沼市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。